

別紙－４ 採点表（減点項目）

1 事故等による減点

当該業務履行期間中に受注者に起因する事故等が発生し、指名除外等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－１を参考として減点することができる。

表－１ 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名除外 1ヵ月まで	指名除外 が1ヵ月を 超える
考查点	－ 3 点	－ 5 点	－ 1 0 点	－ 1 5 点

【適用事例】

- 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- 一括再委託、一括下請負を行った。
- 打ち合わせ協議または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。
- 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等をされた。
- 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- その他（理由： ）

2 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記された手続に従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－２を参考として－２０点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

表－２ 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考查点	－ 1 0 点	－ 2 0 点

3 総合評価落札方式に係る減点

受注者の責めにより、技術資料の内容が満足できなかった場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－３を参考として減点することができる。なお、減点方法は未実施の評価項目毎に５点を減じるものとする。

表－３ 受注者の責めにより、技術資料の内容が満足できなかった場合の減点基準

総合評価落札方式に係る減点
【総合評価落札方式に係る技術資料の不履行】 の小計による

【総合評価落札方式に係る技術資料の不履行】

- 企業の能力に係る評価項目（ 点減点，理由： ）
- 管理技術者に係る評価項目（ 点減点，理由： ）
- 担当技術者に係る評価項目（ 点減点，理由： ）
- 実施方針に係る評価項目（ 点減点，理由： ）
- 小 計 点減点